

未就学児の乳幼児医療費・子ども医療費資格証が自動更新になります。

これまで未就学児の「乳幼児医療費」、「子ども医療費」受給者資格証は、誕生月前後に申請書をお送りし、申請に基づいて、新しい資格証を郵送していましたが、**令和7年12月更新分**から、事前に審査をし、受給資格があることを確認できた場合には、有効期限を更新した資格証を郵送します(原則、申請不要です)。

【これまで】

- ① 誕生月の前後に町から申請書を郵送する。
(誕生月前月 月末頃)
- ② 保護者が申請書を町に提出する。
(誕生月 中旬提出期限)
- ③ 申請内容を基に、町で審査をする。
- ④ 有効期限を更新した資格証が届く。
(誕生月 下旬)
- ⑤ 届いた資格証の内容に間違いがないか確認をする。
- ⑥ 有効期限が更新された資格証を使い、医療機関を受診する。

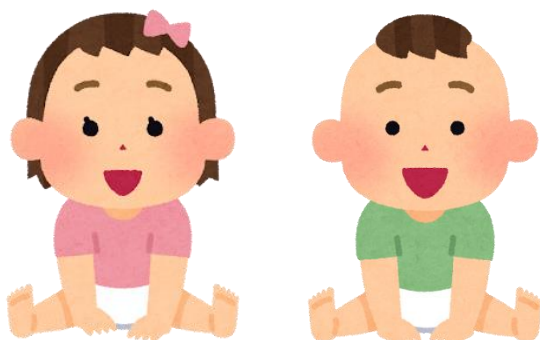
【令和7年12月更新分から】

従来の①、②が省略されます。

- ① 事前に町で、資格の有無を審査する。
- ② 町で資格があることを確認できたら、有効期限を更新した資格証が届く。
(誕生月の20日前後)
- ③ 届いた資格証の内容に間違いがないか確認をする。
- ④ 有効期限が更新された資格証を使い、医療機関を受診する。

～ご注意ください～

- 資格証の記載内容に変更があったときには、届け出が必要です。資格証の内容を変更しないと、助成を受けられない場合があります、
- 小学校入学時には「乳幼児医療費」から「子ども医療費」へ助成する制度が変わるため、子ども医療費受給認定申請書をお送りします。申請書が届いたら、期限内に提出をお願いします。



【問い合わせ先】

おいらせ町 子育て支援課 児童福祉係
電話:0178-56-4259